

固定資産税等の軽減対象外となる空家が拡大へ

令和5年12月半ばまでに改正空家法が施行されるようです。
土地固定資産税等の軽減対象外となる空家が拡大される予定となっており、今後の空家管理に影響が出ると考えられます。



土地固定資産税等の軽減とは？

住宅が建っている土地について、固定資産税・都市計画税の課税標準額を一定割合軽減する制度

区分	固定資産税	都市計画税
200㎡以下の部分	1/6	1/3
200㎡超の部分	1/3	2/3

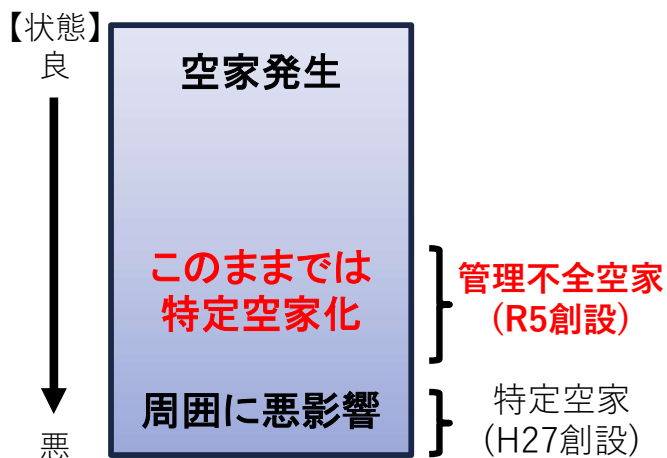
※建物が共同住宅の場合、戸数×200㎡までの面積が「200㎡以下の部分」に記載のある軽減割合

改正空家法の施行後は？

平成27年に「特定空家※」が創設され、勧告を受けた場合に土地固定資産税等の軽減対象外となる措置が講じられました

※現状を放置した場合、倒壊や衛生、景観などを損なうと認められる空家等

今回の改正空家法は上記に加え、現状を放置した場合「特定空家」に該当する空家を「管理不全空家」に指定し、固定資産税等の軽減対象外とするようです



特定空家の指定は4万1,000件とされており、今回創設される管理不全空家は25万6,000件が把握されているようです。
 国交省は2030年に空家が470万戸になると予測しており、今後は改築や建替え、売却などの相談が増えるかもしれないですね。



先日、ノエビアスタジアム神戸へサッカー日本代表の試合観戦に行きました！最近では海外で活躍されている選手が増えており、一度選手を実際に見てみたいと思っていたのですが、観戦する機会を得ることができとても感激です。試合は日本の2ゴールで快勝となりました。見たい選手は一通り見れたのですが、せっかくだから三苦選手も一目見たい！とジリジリした思いで交代を待っていたのですが、そもそも招集を辞退していたことに気付いたのは、試合もかなり終盤に差し掛かったころでした、笑